

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

意匠の年金料金改定(引下げ)に関するお知らせ

拝啓 貴社(所)益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2011年7月1日から「専利規費收費準則」(特許料金徴収準則)の一部条文が改正、施行されることになり(意匠権年金の引下げ)、その納付すべき料金が別紙のとおり改定されることになりましたので、主務官庁の経済部が2011年6月15日に公告した事項の要点をご参考までにご報告申し上げます。

敬具

台湾国際專利法律事務所
TIPLO Attorneys-at-Law
2011-6-22

添付資料: 公告事項及び特許、実用新案、意匠の改定料金一覧表

公告事項

主旨: 「専利規費收費準則」の一部条文が改正され、2011年7月1日より施行される予定であることを予告する。

根拠法: 行政程序法第151条第2項は第154条第一項を準用する。

特許、実用新案、意匠の改定料金一覧表

2011年7月1日より施行予定 (NT.)

年度	特許規費(料金)	実用新案規費(料金)	意匠規費(料金)
1	2,500	2,500	800
2	2,500	2,500	800
3	2,500	2,500	800
4	5,000	4,000	2,000
5	5,000	4,000	2,000
6	5,000	4,000	2,000
7	8,000	8,000	3,000
8	8,000	8,000	3,000
9	8,000	8,000	3,000
10	16,000	8,000	3,000
11	16,000	8,000	3,000
12	16,000	8,000	3,000
13-20	(毎年) 16,000	X	X

(註) 特許規費(料金)、実用新案規費(料金)の部分は従来通り。